

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

令和8年2月9日（月）

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

令和 8 年 2 月 9 日（月曜日）午後 2 時 3 5 分 開会

○議事日程

1 報 告

令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月までの例月出納検査の結果について

2 日 程

日程第 1 承認案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 2 議 案第 1 号 令和 7 年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計
補正予算（第 3 号）

議 案第 2 号 令和 8 年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計
予算

議 案第 3 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合職員の分限の手續及
び効果に関する条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

○出席議員（12 名）

1 番	萬 津 力 則 (大和高田市議会)	2 番	弓 場 義 文 (大和高田市議会)
3 番	大 橋 基 之 (天 理 市 議 会)	4 番	榎 堀 秀 樹 (天 理 市 議 会)
5 番	大 谷 敏 治 (山 添 村 議 会)	6 番	辰 己 圭 一 (三 郷 町 議 会)
7 番	森 田 裕 康 (安 堵 町 議 会)	8 番	阪 本 学 (川 西 町 議 会)
9 番	川 緒 実希子 (三 宅 町 議 会)	10 番	服 部 公 英 (上 牧 町 議 会)
11 番	青 木 義 勝 (広 陵 町 議 会)	12 番	大 西 孝 幸 (河 合 町 議 会)

欠席議員（0 名）

○出席理事者

管 理 者	並 河 健 (天 理 市 長)	副管理者	堀 内 大 造 (大和高田市 長)
副管理者	森 田 浩 司 (三 宅 町 長)	理 事	野 村 栄 作 (山 添 村 長)
理 事	木 谷 慎一郎 (三 郷 町 長)	理 事	西 本 安 博 (安 堵 町 長)
理 事	小 澤 晃 広 (川 西 町 長)	理 事	阪 本 正 人 (上 牧 町 長)
理 事	吉 村 裕 之 (広 陵 町 長)	理 事	森 川 喜 之 (河 合 町 長)
事 務 局	前 田 典 昭 (事 務 局 長)	事 務 局	山 下 知 一 (総 務 課 長)

欠席理事者（０名）

○議会事務局職員

事務局長	岩 城 昌 美	書 記	寺垣内 正 典
書 記	拝 原 公 亮		

開会 午後 ２時３５分

○榎堀議長 ただいまから、令和８年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

管理者より、定例会招集についてのご挨拶があります。管理者。

○並河管理者 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和８年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本議会には、承認案及び令和７年度組合一般会計補正予算並びに令和８年度組合一般会計予算、条例案という重要な案件を提出しております。何とぞ慎

重なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○榎堀議長 現在の出席議員は12名で、議会は成立いたしました。

会期の件について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第71条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。9番、川鰭実希子議員、10番、服部公英議員、以上2名の方をお願いいたします。

令和7年8月から令和8年1月までの例月出納検査の結果について、監査委員より監査報告があり、それぞれ印刷物を配付しておりますので、ご清覧願います。

日程第1 承認案 第1号 専決処分の承認を求めることについて

○榎堀議長 これより日程に入ります。日程第1 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

ただいま上程になりました承認案については、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

○並河管理者 ただいま上程されました、承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

この専決第1号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、やまとe c oクリーンセンターにおきまして、特別高圧の引込工事を令和4年に関西電力送配電株式会社と契約を行い、工事を実施しておりました。契約当初より、工事途上において追加費用が必要となった場合には、精算時において追加の工事費を徴収することを前提に工事が進められ、このたび工事が終了し、精算額が確定したことから、追加の工事費用として、2,325万5,000円の請求があったところでございます。本来であれば、臨時会を開会し、補正予算により負担金を求めるべきところでしたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、財政調整基金の取崩しにより支払うこととし、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○榎堀議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。本承認案に対し、質疑等はございませんか。

別に質疑がなければ、本承認案を原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本承認案は原案どおり承認することに決しました。

日程第2 議案第1号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 令和8年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算

議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について

○榎堀議長 日程第2 議案第1号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)から、議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま上程になりました、3議案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

○並河管理者 ただいま一括上程されました、議案第1号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)から議案第3号 山辺・県北西部広域環境衛生組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正についてまでの3議案について、一括してご説明申し上げます。

それでは、議案第1号でございます。この補正予算については、令和7年度におけるクリーンセンター及びリサイクルセンターでの有価物の売却益及び売電収入について、当初予算から増減が想定されることから行うものであります。補正予算の総額は、第1条に記載してありますとおり2億9,667万6,000円でございます。この額については、令和7年度上半期の実績を参考に、令和8年度当初予算の額と同額を補正予算として計上しているところでございます。

7ページをご覧ください。

内訳を記載しております。まず、焼却費について、炉鉄の売却益として、100万円を計上しておりましたが、79万6,000円を減額し、20万4,000

0円としています。売電収入については、1億9,800万円を計上しておりますが、上半期の稼働実績値によりますと、多い月で3,300万円程度の売電収入があることから、1億9,800万円を追加し、合計3億9,600万円に増額しています。

次に、粗大・リサイクル費ですが、鉄類やペットボトルなどの有価物売却益について、2,000万円を計上しておりましたが、9,947万2,000円を追加し、1億1,947万2,000円に増額しております。

令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 令和8年度一般会計予算について、ご説明します。お配りしております「一般会計予算書」と「一般会計予算に関する説明書」により、ご説明申し上げます。

それでは、「令和8年度一般会計予算書」を、まず、ご覧ください。表紙を1枚めくっていただきまして、議案第2号であります。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億4,279万3,000円でございます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条 一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、もう一方の資料であります、説明書の8ページをご覧ください。

1款 議会費、39万4,000円でございます。これは、9ページの上段の表にありますとおり、議員報酬のほか、需用費及び委託料、人件費等負担金でございます。

次に、8ページの下段の表であります。

2款 総務費、1億6,883万9,000円でございます。主な内容としては、9ページ下段の表にありますとおり、10節の需用費、424万1,000円でございます。そのうち消耗品費が、413万9,000円ですが、この中に違約金訴訟に係る印紙代として、305万9,000円を計上しています。

続きまして、12節の委託料の顧問弁護士委託料でありますが、一般の顧問弁護士委託料55万円に加えまして、違約金訴訟に係る弁護士費用471万5,000円を合算し、526万5,000円を計上しています。

11ページ上段ですが、同じく委託料であります、環境影響評価事後調査業務委託料として、4,323万8,000円を計上しています。

続きまして、１７節 備品購入費です。パソコン７台とオフィス７台分の更新費用として、２７６万５，０００円を計上しています。

次に、１８節の負担金補助及び交付金、６，４６１万６，０００円でございます。このうち人件費等負担金が、６，２１２万９，０００円でございます。事務局職員７名分及び会計室の併任職員４名分を計上しています。

次に、１０ページの下にあります、３目 財政管理費における１８節の負担金補助及び交付金であります、４，３８４万６，０００円でございます。これは、周辺地区環境整備基金を活用した事業費でございます。

次に、１２ページをご覧ください。

３款 事業費、１項 清掃費が１９億６，５５６万円でございます。そのうち、１目 焼却費が１５億５，８１４万１，０００円でございます。

１３ページ上段にございます、１２節の委託料が１１億２，０２５万２，０００円で、主な内容としては、運営委託料が８億７，２３３万９，０００円、啓発事業委託費が５，１１５万２，０００円、大阪湾フェニックスセンターでの焼却灰処分委託料が１億７，８９９万６，０００円、焼却灰運搬車両運転業務委託料が１，７１１万６，０００円でございます。

次に、１３節の使用料及び賃借料は、焼却灰運搬車両の高速道路の通行料として、５０６万９，０００円、事業用地の転貸借料として、２，４７２万円を計上しています。

次に、２２節 償還金利子及び割引料、４億３７０万４，０００円でございます。内訳としては、歳入に繰越金としております、過年度執行残返還金が７５０万円、焼却後に排出される炉鉄の有価物歳入返還金として、２０万４，０００円、売電収入返還金として、３億９，６００万円を計上しております。

続きまして、１２ページ下段、２目 粗大・リサイクル費であります。４億７４１万９，０００円でございます。主な内訳といたしましては、１３ページの下段にございます、１２節の委託料が２億７，２５５万７，０００円、主な内訳といたしまして、小型家電等の処理委託料が８５８万円、蛍光灯や乾電池などの有害ごみ処分委託料が５０１万６，０００円、マテリアルリサイクル推進施設運営委託料が２億５，７２９万円でございます。

次に、１３節の使用料及び賃借料は、事業用地の転貸借料として、１，３６６万１，０００円を計上しております。

次に、１５ページの上段でございます。２２節の償還金利子及び割引料が、１億２，０９７万２，０００円でございます。１５０万円は、歳入に繰越金としております、過年度執行残返還金でございます。また、有価物収入返還金として、

1 億 1, 9 4 7 万 2, 0 0 0 円を計上しています。

最後に、4 款、予備費、8 0 0 万円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4 ページをご覧ください。

1 款の分担金及び負担金の合計が、1 5 億 7, 3 8 7 万 3, 0 0 0 円でございます。

内訳としては、5 ページにございます、1 節と 2 節が各市町村のごみ量によりご負担いただきます、可燃ごみに関する事務負担金、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務負担金でございます。

4 ページの下段にございます、3 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 基金運用収入は 3 0 万円。これは、財政調整基金運用収入等でございます。

次に、2 目 財産貸付収入は 9 万 6, 0 0 0 円でございます。これは、自動販売機の電気代による収入であります。

続きまして、6 ページをご覧ください。

4 款 繰入金、4, 3 8 4 万 6, 0 0 0 円でございます。これは先ほど歳出でご説明した、周辺地区環境整備基金から一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、5 款 繰越金、9 0 0 万円。これは、過年度執行残返還金に充てるものでございます。

次に、6 款 諸収入、5 億 1, 5 6 7 万 8, 0 0 0 円でございます。1 項として、預金利子が 1, 0 0 0 円、2 項 雑入が 5 億 1, 5 6 7 万 7, 0 0 0 円でございます。雑入の内訳といたしまして、7 ページの下段にありますとおり、コピー使用料が 1, 0 0 0 円、売電売払収入が 3 億 9, 6 0 0 万円、有価物売払収入が 1 億 1, 9 6 7 万 6, 0 0 0 円でございます。

令和 8 年度組一般会計予算の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 3 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について、ご説明します。

「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が、令和 7 年 6 月 1 日から施行されており、これまでの「懲役」・「禁錮」の刑が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴い、当該条例に規定のある「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

議案の説明については、以上でございます。何とぞ慎重なご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○榎堀議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。本 3 議案に対し質疑等ございませんか。別に質疑がなければ、本 3 議案を原案どおり決定する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本３議案は原案どおり可決確定いたしました。

お諮りいたします。

以上で提出議案を議了いたしましたので、本定例会は、これをもって閉じることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、これをもって本定例会を閉会いたします。

令和８年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始、熱心に重要議案をご審議賜るとともに、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

管理者よりご挨拶があります。管理者。

○並河管理者 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

令和８年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、終始、熱心にご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

提出いたしました議案は、いずれも原案のとおり議決賜りました。誠にありがとうございます。１０市町村が連携をした、国内でも例を見ない広域事業でございます。予算執行に当たって、できるだけ効率的な運用に努めていくことはもちろん、環境影響評価の事後評価も含めまして、地域の皆さんにしっかりと安心をしていただく中で、愛される施設として、しっかりと運営をし、この１０市町村の持続可能な社会に向けて、しっかりと今後も貢献をしていきたいと考えておりますので、引き続き、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉会 午後 ２時５５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年2月9日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

議 長 榎 堀 秀 樹

署名議員 川 鰭 実 希 子

署名議員 服 部 公 英